

岩手県告示第 14 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 9 項の規定により、県営浅沢地区（古屋敷、小中野及び下の田工区）土地改良事業（八幡平市）に係る換地処分をした。

平成 19 年 1 月 9 日

岩手県知事 増 田 寛 也